

# チェリーネット・美咲町ラストワンマイル接続サービス会員規約

美咲町役場(以下『当町』とします)は、当町が運営するインターネット接続サービス(以下『本サービス』とします)をご利用いただくにあたって会員規約(以下『本規約』とします)を以下の通り定めます。本サービスの契約者(以下『会員』とします)は本規約に従うものとします。

## 第1条 会員

1. 当町は、本サービスの内容及び本規約を承諾し、別途当町が定める手続きによって本サービスを申し込んだ方を本サービスの会員として認めます。
2. 前項において、当町が会員として不適当と判断する場合はその申し込みを承認しない場合があるものとします。

## 第2条 サービスの利用規定

本サービス及び本サービスに付随する当町のサービスには、個々の利用規定が設けられている場合があります。別途利用規定が定められているサービスを申し込んだ方は、これらの利用規定を承諾したものとします。これらの利用規定が本規約と異なる場合は、本規約に優先するものとします。

## 第3条 内容

本サービスは、美咲町ラストワンマイルによるネットワーク網を介してチェリーネットに接続する機能を提供するものとします。

## 第4条 サービスの契約期間

1. 本サービスの契約期間は当町が本サービスの申し込みを承諾後に会員に郵送する「IP サービス登録完了のお知らせ」に記載する課金開始日及び利用満了日に従うものとします。
2. 前項において「美咲町ラストワンマイル接続サービス登録完了のお知らせ」の発送日から課金開始日の前日までに当町が会員から本契約の解約の意思を希望する場合は会員に本サービスの料金等の支払い義務を生じることなく本サービスを解約することができます  
(1)本項における解約は、試用期間中に当町が解約の意思を確認した後に郵送される退会届けを会員が当町の発送日から10日以内に返送した場合のみ有効とします
3. 契約の満了日までに当町が会員から本契約の解約の意思を希望する場合は当町が別途指定する方法により確認しない場合は、本契約は1ヶ月又は1年間延長されるものとします。
4. 前項において、会員が本契約の更新時に書面又は当町が別途指定する方法で解約の意思を当町に示さない場合は、これらの手続きを行うことなく本契約は毎月又は毎年自動更新されるものとします。

## 第5条 アカウントに関する利用規定

1. 会員が本サービスを利用するにあたり必要となるアカウント名、パスワード、アドレス等(以下『アカウント等』とします)は別途当町が指定し、会員に貸与するものとします。
2. 会員は、アカウント等の管理においての責任を負うものとし、第三者の不正利用等に関する全ての結果についてもその責任を負うものとします。
3. 当町が会員に貸与したアカウント等は当該会員のみが利用できるものとし、第三者の使用、譲渡、再貸与、相続等は一切できないものとします。
4. 会員に貸与されたアカウント等が第三者によって不正に使用されたことが発見された場合、又はパスワードを忘れた場合は、会員はただちに当町にその旨を届けるものとします。
5. 会員にアカウント等を通ずる場合は、会員本人宛の郵送、又は当町が会員本人のものであると確認できるメールアドレスに対してのみとします。
6. 本契約期間の満了後、会員のアカウント等は遅滞なく当町に返却され、当町がこれらのアカウントをいつでも停止できるものとします。

## 第6条 会員の禁止行為

1. 本サービスを利用する上で、会員は以下の行為を行わないものとします。  
(1)誹謗・中傷・わいせつなどの公序良俗、又は法令に違反する文書・図画などの頒布および掲示。  
(2)他の会員、又は第三者に迷惑・不利益を与えるなどの行為。  
(3)当町のサービスに支障をきたす恐れのある行為。  
(4)第三者、又は実在しないものに成りすまして本サービスを利用する行為。  
(5)第三者の著作権やその他の権利を侵害する行為。  
(6)ネットワーク設備に継続的に過大な負荷をかける行為(ネットワーク帯域を占有する行為等)。  
(7)その他当町が不適当と判断した行為。
2. 会員が前項の禁止行為を故意に行い、当町のサービスに支障をきたす場合、当町が被害に相当する金額を会員に請求することができるものとします。
3. 会員が本条第1項に定める禁止行為を行った場合、当町は自らの判断で当該会員に対する事前の告知、又は承諾を得ることなく、当該サービスの提供を一時的また継続的に停止することができるものとします。

## 第7条 その他の利用規定

会員は、当町が本サービスを通じて提供するインターネット利用の一般的なルール、及び当町が必要に応じて随時行う指導に従うものとします。

## 第8条 利用料金と支払い方法

1. 会員は本サービスを利用するにあたり、当町が別途定める料金等を支払う義務を負うものとします。
2. 会員は料金等について当町からの請求に応じて遅滞なく支払うものとします。
3. 会員が本サービスを通じて第三者のサービスを利用する場合は、当事者間での直接契約を行うものとします。
4. 会員が当町に対し料金等の支払い義務を履行しない場合、会員は「美咲町税外収入金に係る督促及び延滞金の徴収条例」に従うものとします。
5. 会員は本サービスを解約する場合、又は当町から会員資格の失効を受けた場合もその債務を免れないものとします。
6. 会員が本サービスを利用する上で必要となるハードウェア、ソフトウェア、設置、設定、サービス、又は電気通信費その他の諸費用は全て会員が負担するものとします。

## 第9条 料金規定

1. 本サービスの支払い方法、料金等は別途当町が取り決め、当町の本サービスの申し込みに関連する当町ホームページ、広告、申込書の全てに併記、あるいは同封するものとします。
2. 当町は本サービスの料金等について事前の承諾を得ることなくいつでも変更することができます。但し、料金等が、値上げを伴う場合にはその変更が有効となる30日前までに、電子メール及びチェリーネットホームページへの掲載により告知するものとします。

- 但し、料金等が値上げを伴う場合にはその変更が有効となる30日前までに、電子メール及びチェリーネットホームページへの掲載により告知するものとします。
3. 本サービスの料金等について会員は実際にサービスを利用したかどうかに関わらず、当該契約期間中のサービス提供を受けたものとしてその支払い義務を負うものとします
  4. 当町はキャンペーン等により、一時的、継続的、又は限定的にいつでも特別価格を設定することができます。

## 第10条 ネットワーク運営の停止

1. 当町はネットワーク・システムの保守作業および停電や天災などの不可抗力、その他の理由によりやむを得ず運営を停止することがあります。
2. 当町は保守作業・システム変更作業の場合には原則として事前に会員にその旨を通知しますが、緊急のときには通知することなく一時停止の上、保守点検を行なうことがあります。

## 第11条 当町の免責事項

1. 当町は、会員が本サービスを利用する上で受けた一切の損害についていかなる責任も負わないものとします。また、当町は天災、不慮の事故などによるネットワーク運営の停止についていかなる責任も負わないものとします。
2. 当町は、会員が本サービスを通じて得る情報の正確性、完全性、有用性について保証をいたしません。当町は明示的、暗示的を問わず本サービスの信頼性およびパフォーマンスについて一切の保証を行わないものとします。
3. 当町は、会員が本サービスを利用する上で第三者との間に生じた一切の紛争について関与する責任を負わないものとし、その解決について会員は当町に損害を与えないものとします。

## 第12条 解約

1. 契約期間の途中で本サービスの解約を希望する会員は、当町に郵便、電話、FAX、電子メール又は別途当町が指定する方法で解約申込書を請求することができます。
2. 本契約の期間途中の解約は、会員が指定する解約申込書に指定する日時をもって行われるものとします。
3. 前項における解約において、会員が既に当町に支払い済みの料金等はいかなる場合においても返金されないものとします。

## 第13条 会員資格の失効

- 当町は、会員が以下に該当すると判断した場合、会員の資格を失効させることができるものとします。
1. 第6条の禁止行為を行なった場合。
  2. 料金の支払いを遅延した場合。
  3. 当町が本サービスの会員として不適当と判断した場合。
- なお、当町が会員資格を失効させる場合、当該会員が既に当町に支払い済みの料金等は返却されないものとします。

## 第14条 変更の通知

会員は、その氏名、住所、支払い方法、その他会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに当町まで連絡するものとします

## 第15条 会員への通知について

当町は、本サービスの内容、料金等、会員規約の変更通知は原則としてチェリーネットホームページ、又は電子メールにより告知するものとし、会員はこれらを定期的に確認する義務を負うものとします。但し、当町の判断による特別な場合は、郵便等で通知する場合があるものとします。

## 第16条 個人情報保護の取扱いについて

美咲町個人情報保護条例に準ずるものとします。

## 第17条 サービスの申し込み受付の停止、及びサービスの廃止

1. 当町は本サービスが次の各号に該当する場合、終了予定日の30日前までに契約者への郵送及びチェリーネットホームページ、電子メールによる告知を行うことにより、事前に契約者の承諾を得ることなくその一部、又は全部を廃止することができます。  
(1)当町が本サービスの前提となるサービスを終了するとき  
(2)当町の経営上の合理的な判断によるとき  
(3)社会的、設備的、環境的、技術的またはその他のやむを得ない理由により本サービスの継続が困難になった場合
2. 前項によるサービスの廃止を当町が行う場合は、当町は会員が当町に支払い済みの利用料のうち、残存期間に相当する金額を日割計算によって払い戻すものとします。
3. 当町は、次の各号に該当する場合は事前に何ら告知することなく本サービスの新規申し込みを一時的、または無期限に停止することができるものとします。  
(1)技術的な理由により新規申し込みの受付がサービス品質の低下を招く恐れがあると思われるとき  
(2)当町の経営上、技術上の合理的な判断によるとき  
(3)本サービスの廃止を予定しているとき

## 第18条 本規約の発効及び変更

1. 本規約は、当町が会員に対してアカウント等を交付した時点より効力を生じます。
2. 当町は第15条で定める会員への事前の通知により、本規約及び本サービス内容を事前の会員の承諾なくして変更することができます。
3. 前項における変更の後、会員が当町に対して10日以内に解約の意思を伝えない場合、会員は変更後の本規約及びサービスの内容を承諾したものとします。

美咲町役場

平成19年1月10日